# 使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書

大阪市平野区(以下「甲」という。)とHOYA株式会社アイケアカンパニー(以下「乙」という。)は、大阪市平野区内において使い捨てコンタクトレンズ空ケース(以下「空ケース」という。)を回収し、廃棄物の減量及び資源化に資することを目的として、以下のとおり、空ケースの回収に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、大阪市平野区において排出される空ケースの回収について、 甲及び乙が相互に協力することにより、資源の有効利用の促進に寄与すること を目的とする。

#### (実施事項)

- 第2条 前条の目的を達成するため、甲は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 空ケースの回収について、市民等へ啓発すること。
  - (2) 乙が提供する空ケースを回収する設備を大阪市平野区に所在する平野区役所所管の施設へ設置すること。なお、設置場所については、甲が別に定め、 乙へ通知する。
  - (3)回収された空ケースを、乙の指定した運送会社を利用して乙の指定する処理施設へ送付する手続きを行うこと。
- 2 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 空ケースを回収する設備の提供、交換、修理及び撤収。
- (2) 前項(3) の送付にかかる一切の費用を負担すること。
- (3) 回収された空ケースの重量を甲へ報告すること。
- (4) 乙の指定する処理施設との間で、前項(3) により送付された空ケースの受け入れ態勢を整えておくこと。

#### (定期協議)

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、 定期的に協議を行うものとする。

#### (守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定の期間中及び終了後においても本協定に基づく事業 実施に当たり、相手方から秘密である旨を明示された事項について、正当な理

由がない限り第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## (本協定の見直し)

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その 都度協議の上、双方の合意により必要な変更を行うことができる。

## (有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の2か月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、本協定は、同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。また、甲又は乙は、いつでも1か月前の解約通知により、本協定を解約することができる。

## (その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

### 令和5年3月16日

- 甲 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 大阪市 協定締結担当者 平野区長 武市 佳代
- 乙 東京都中野区中野 4 丁目 10 番 2 号 中野セントラルパークサウス 6 階 HOYA 株式会社アイケアカンパニー カンパニープレジデント 橋本 和武